

学校給食用物資納入業者の登録に関する要綱

(令和3年9月2日 公益財団法人北海道学校給食会理事長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人北海道学校給食会（以下「給食会」という。）が発注する学校給食用物資（以下「給食物資」という。）の納入業者の登録に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(登録申請)

第2条 納入業者の登録を受けようとする者は、学校給食用物資納入業者登録申請書（様式1）により、給食会に登録申請をしなければならない。

また、登録後に申請内容が変更となる場合にあっては、給食会に変更申請をしなければならない。

2 前項の申請書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 法人登記簿 履歴事項全部証明書（法務局が発行した3か月以内の原本、法人のみ）
- (2) 営業証明書（事業証明書）（市区町村長が発行した3か月以内の原本、個人営業のみ）
- (3) 財務諸表（最新の決算書（貸借対照表、損益計算書等））
- (4) 税務署の納税証明書（直近1年間の証明書）
- (5) 法人都道府県民税及び法人市区町村民税の納税証明書（直近1年間の証明書）
- (6) 事業所、倉庫等の平面図

(登録基準)

第3条 前条の登録申請に際しては、次のことを条件とする。

(1) 信用状況

- ア 経営状態が堅実であるとともに、営業内容が良好で販売実績をあげていること。
- イ 継続して2年以上の営業実績があること。
- ウ 納税義務を完全に履行するなど誠実な経営に努めていること。
- エ 成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- オ 刑事訴追を受けている者及び刑の執行を受けている者でないこと。
- カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員であると認められず、暴力団または暴力団員と関係を有していると認められず、登録停止基準に規定する入札参加除外者等でないこと。
- キ 給食会の登録の取り消しを受けた者は、その取り消しの日から起算して3年を経過していること。

(2) 安全衛生管理

- ア 衛生上必要な設備等が完備され、給食物資の安全性が担保されていること。
- イ 従業員に対し、健康管理を十分行っていること。

(3) 供給能力

- ア 仕入れ能力及び製造・加工能力を十分に保有していること。
- イ 供給能力に適した規模の施設を有し、衛生的に管理されていること。
- ウ 指定した期日、時刻、場所に遅延することなく正確に配送できる能力を有していること。
- エ 緊急時に対応できる体制を有していること。

(事前調査)

第4条 理事長は、第2条の申請書及び添付書類を事前審査し、必要がある時は実地調査を行うものとする。

(登録手続)

第5条 理事長は、審査終了後、申請業者に対し書面で登録の可否を通知するものとし、登録の承認を受けた業者（以下「登録業者」という。）に対しては、「学校給食用物資納入業者登録承認書」（様式2）を交付するものとする。

2 前項の登録業者は、登録後速やかに誓約書（様式3）を給食会に提出するものとする。

（再審査）

第6条 理事長は、登録業者が次の各号のいずれかに該当したときは、再審査の上、当該登録に関する事項を変更することができる。

- (1) 登録業者の営業が相続、合併、譲渡又は会社の分割により移転された場合
- (2) 登録業者が会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた場合
- (3) 前各号のほか登記に変更が生じたり、申請内容が変更となる場合

2 理事長は、前項の規定により登録に関する事項を変更したときは、速やかに第5条の登録手続を行うものとする。

（登録有効期間）

第7条 第5条第1項の登録承認書の有効期間は、登録承認された日から起算して3年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、臨時に登録承認された業者の登録有効期間については、定期の登録期間の残りの期間を登録有効期間とする。

（登録消滅、登録停止）

第8条 登録消滅、登録停止に関する基準については、別記登録消滅、登録停止に関する基準によるものとする。

付 則

この要綱は、令和3年9月2日から施行する。

別記

登録消滅、登録停止に関する基準

本会が発注する学校給食用物資の購入契約に係る納入業者の登録等の事務の取扱いについては、次のとおり定めるものとする。

また、登録業者を入札に参加させないことと決定したとき、登録消滅したとき及び登録停止したときは、当該登録業者に対し、その旨を文書をもって通知するものとする。

記

1 登録消滅

登録業者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該登録業者の登録は消滅するものとする。

- (1) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を必要とする場合において、当該許可、免許、登録等の取消しがあったとき。
- (2) 「学校給食用物資納入業者の登録に関する要綱」第3条の登録基準の要件を欠くこととなったとき。

2 登録停止

理事長は、登録業者が別表「登録停止の具体的基準」に該当したときは、当該登録業者について、当該事実のあった日から起算し2年間を超えない範囲内において、登録を停止することができる。

別表

登録停止の具体的基準

1 登録停止の理由及び停止期間

- (1) 契約の履行に当たり必要な措置を怠り、重大な損害を与えたとき。
3か月以上1年以内
- (2) 契約の履行に当たり必要な措置を怠り、損害を与えたとき。
1か月以上1年以内
- (3) 契約の履行に当たり、次の各号の一に該当すると認められるとき。
 - ア 30日以上履行遅延があったとき。ただし、当該遅延の原因が天災その他不可抗力によるものであるときは、この限りではない。
1か月以上3か月以内
 - イ 履行遅延により当会の信用を失墜させるような重大な損害を与えたとき。
3か月以上1年以内
 - ウ 契約の履行を第三者に委任したとき。
1か月以上6か月以内
 - エ 登録業者が契約の履行に関し、事件の容疑により次の一に該当したとき。
 - (ア) 逮捕されたとき。
逮捕されたときから起訴又は不起訴処分が行われたときまで。
 - (イ) 起訴猶予の決定されたとき。
2か月以上1年6か月以内
 - (ウ) 公訴を提起されたとき。
4か月以上2年以内
 - オ 法令の規定により営業停止を命じられたとき。
1か月以上1年以内
 - カ 従業員に対する賃金の不払いについて監督庁から勧告を受けたとき。
1か月以上6か月以内
 - キ 入札の参加者として指名された場合において、あらかじめ通知することなく当該入札に参加しなかったとき。
1か月以上6か月以内
 - ク 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当と認められたとき。
1か月以上1年以内

2 基準適用の原則

- (1) 登録停止をする場合の停止期間の始期は、当該登録停止を決定した日の翌日とする。ただし、1の(3)のエによる場合は逮捕されたことを知った日とする。
- (2) 登録業者が1の各号のうち、2以上の事項に該当するときは、当該各号に定める期間のうち最も長い期間とする。